

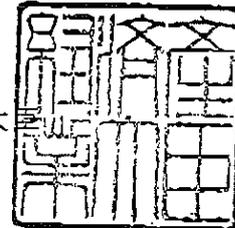
# 経済産業省

平成16・10・01製第9号

平成16年10月1日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

経済産業大臣



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に関する事務の委任  
について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）に係る次に掲げる事務であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）別表5のゾウ科の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された製品（製品として製造する過程のものを含む。）の小売販売のみをしようとし、又はする者に係るもののうち、貴局管轄区域内に係るものについては、平成16年10月1日以降、貴職限りで処理してください。

ただし、これらの事務については、本省がその事務を行うことを妨げないものとします。

なお、委任事務については、特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成7年総理府・通商産業省令第2号）により処理してください。

## 記

- ①法第33条の2の規定による特定国際種事業の届出の受理
- ②法第33条の4第1項の規定による特定国際種事業を行う者に対する指示
- ③法第33条の4第2項の規定による特定国際種事業を行う者に対する業務の停止命令
- ④法第33条の5において準用する法第30条第3項の規定による特定国際種事業の変更及び廃止届出の受理
- ⑤法第33条の5において準用する法第33条第1項の規定による報告徴収及び立入検査